

様式 4

令和 8 年度第 3 回 富士見市介護保険事業推進委員会 議事録						
日 時	令和 8 年 8 月 2 7 日（木）		開会 午後 1 時 3 0 分 閉会 午後 3 時 0 0 分			
場 所	市民総合体育館 3 階 多目的室 1・2					
出 席 者	委 員	日鼻委員	鳥羽委員	任委員	平澤委員	武長委員
		○	○	欠席	○	欠席
		田中委員	森委員	松本委員	古内委員	市川委員
		○	○	○	○	○
		橋本委員	伊垣委員	佐々木委員		
		○	○	○		
	関 係 者					
事 務 局	健康福祉部 鈴木部長、須藤副部長 高齢者福祉課 島田課長、長谷部副課長、阿部副課長 松尾主査、味戸介護保険係長 池田主任、早川主事 健康増進センター 山崎所長					
公 開 ・ 非 公 開	公開（傍聴者 0 名）					
内 容	《令和 8 年度第 3 回介護保険事業推進委員会》 1 開 会 2 議 事 （1）第 1 0 期富士見市高齢者保健福祉計画策定に向けた国指針案について （2）第 1 0 期富士見市高齢者保健福祉計画策定に向けた課題の整理・方向性の検討について （3）その他 3 閉 会					
議 事 内 容						
【第 3 回介護保険事業推進委員会】 1 開会 事務局より出席委員の数が定足数を満たしていることの確認後開会を宣言 2 議事 （1）第 1 0 期富士見市高齢者保健福祉計画策定に向けた国指針案について						

- ・事務局より資料１に沿って説明

<質疑等>

- ・なし

(２) 第１０期富士見市高齢者保健福祉計画策定に向けた課題の整理・方向性の検討について

- ・事務局より資料２～資料３に沿って説明

<質疑等>

- ・委員 最後に事務局が説明してくださった６ページ目の(２)、頼れる身寄りのない高齢者支援と終活支援というところでご説明いただきました、日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」を社協が行っているのですが、その拡充で今回改正法案の中に盛り込まれています。確認ですが、①の高齢者支援の中で書かれている内容が、入所や入院等の身寄りがない方の支援内容が入っていて、その次の日常生活自立支援事業の拡充の支援チームが②の方に入っているということですよ。加えて、②終活支援のところ、他のところで終活ノートやエンディングノートの支援についても、社協も含め他のところとして協定化をしていきたいという内容になりますか。

- ・事務局 国から情報が来たものを、我々も先月あたりからようやく国の法改正の内容をまとめ出したところでございます。委員がおっしゃる、頼れる身寄りのない方の死後事務がどちらに入るのか、内部でも結構議論がありまして、今のところ②の冒頭に入っているのですが、①の最後の方がいいのではないかという議論もあったので、この辺はまだ確定的ではないということで申し訳ないですが、お含みおきいただきたいと思います

- ・委員 頼れる身寄りのない高齢者支援ですが、生活課題の相談は高齢者あんしん相談センターで受ける体制を作るとのことですが、生活課題の解決に対しては、民間事業者も入ってくるという理解でよろしいですか。将来的には、社協さんだけにとどまらないことになるのか教えてください。

- ・事務局 国の資料によりますと、２段階えになっておりまして、頼れる身寄りのない高齢者支援の中の相談窓口、こちらは「高齢者あんしん相談センター」と書いてございます。

次に、その相談を受けた次の段階、実際の支援は誰が行うのか。これは今の社協さんでやられている「あんしんサポートねっと」こちらが実施主体となるということでございます。

とはいえ、社協さん、全国の社協さんもそうだと思うのですが、マンパワーが圧倒的に足りない中で全てを担えるかという、そういうわけではないと思います。高齢者等終身サポート事業者が多数ございますが、玉石混淆でございまして、信頼のおける事業所もあればそうでないところもあるというのが実情でございますので、先進的な市町村を見ますと、優良と認められる事業所を区や市が認定して紹介をしていき、お金のある方はそちらへ、低所得の方は社協へというようなすみ分けをされているという事例もございます。当市もそういった先進事例を踏まえながら、今後社協さん等と話をさせていただければと考えております

- ・認知症施策推進計画について

- ・事務局より資料３－２に沿って説明

<質疑等>

- ・ 委員 施策番号 95 で、認知症高齢者見守り訪問事業を策定すると思いますが、行政では市内に住所を有する 65 歳以上の一人暮らしの方で、近隣から孤立しがちであり、認知症等の疾患があるがサービス等に繋がっていない人。孤立していて近所の人にもわからないというケースがあった場合、民生委員に尋ねるという道もあると思いますが、具体的にどう考えているか教えていただけますか。

- ・ 事務局 認知症高齢者見守り訪問事業ですが、現在も行われておりまして、一つは地域の皆様からご相談があった方、また高齢者福祉課にご相談のあった方、高齢者あんしん相談センターからご相談のあった方など相談の窓口はいくつかございます。

気になる高齢者の方というところでは、これとはまた別に地域の皆様や民生委員さんにご協力いただいております「見守りネットワーク」というものがございます。そちらですと見守る方を対象とせず、高齢者にも限らないとされているのですが、主に高齢者の方が対象になります。ちょっと気になる、サービスは受けていないけれど、この人はどうなのだろうというような方の相談も時々ございます。相談が入りますと、まず高齢者あんしん相談センターと相談・情報を共有し、基本的には訪問等をまずさせていただきます。その時、ご本人様とお話ができて、一人暮らしで特に問題がなさそうだとすることであれば、そこで一旦支援が終了になります。面接、または面接できなくても、お家の状況や、周りの皆様からの情報から、支援が必要ではないか、またはご本人様としては訴えができないけれど、お困りでないかという方には、高齢者あんしん相談センターが主となり様子観察をしていただきます。その中でサービスが必要になると、引き続き高齢者あんしん相談センターが継続して対応してまいります。

もう一つ、サービスは必要ないけれど、1人暮らしでどことも繋がりが無いような方は、認知症高齢者見守り訪問事業に入ります。高齢者福祉課の職員が、不定期で、特に夏場は1ヶ月に1回でなく少しマメに行っているのですが、熱中症になっていないかの確認。比較的サービスがまだ必要でない方は、3ヶ月に1回、6ヶ月に1回と大体の期間を決めて定期的に訪問、もしくは電話で様子の確認をさせていただくという事業になっております。訪問事業に繋がると一安心なのですが、それまでに何か気になる方という情報がないと、この事業に繋がりませんので、広く皆様に情報提供、周知啓発も含め、お願いをしていく予定としております。

- ・ 委員 気になる点があるのですが、(1)の 89 番、認知症サポーター養成講座のところで、市民、金融機関や宅配業者などの企業、福祉関係者に対して講座を開催するということですが、やはり直接人と接する事業者には、積極的にアピールをしていただいた方が効率はいいと思います。直接手渡しで行う業者、ヤクルトや牛乳、宅配のお弁当業者など、直接受け渡しがある業者の人には積極的に受講してもらい、ここの業者は優良・お墨付きですというような証明を出していただくと、受講者も増えるのではないかと。ここの業者は、高齢者事業に理解し協力していますということを、何か表示ができるようにしておくといいと思う。直接本人に手渡しというのは本当に様子がわかることなので。お弁当が残ったまま置いてありおかしいとか、そういうことで気づいてもらい早期発見に繋がることも多い。もう少しアピールをすることも大事なかなと思っています。

- ・ 事務局 直接ご本人と関わる企業に向けての認知症サポーター養成講座を進めてまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

- ・委員 避難所があると思うのですが。子供が避難する場所や、コンビニも高齢の方が多く出向く場所だと思う。コンビニにお勤めになっていた方が利用者さんのご家族なのですが。どうも怪しい。何回も買いに来る、お金の支払いもおかしいことに気が付き、こういう方がいますというのを知らせることもありましたという情報を伺いました。やはりコンビニやスーパーが、怪しげな高齢の方が足を運ぶ場所だと思う。あと避難所になる場所。そういう方にご理解いただけると早期発見になるのではないかなという感想を持ちました。そういった点をよろしくお願いします。
- ・事務局 今後、こういったところに認知症サポーター養成講座を進めていくかということで、参考にさせていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

4 閉会

副委員長より閉会のあいさつ